

令和4年 7月 5日

福島県議会議長 渡 辺 義 信 様

議員定数等検討委員長

佐 藤 憲 保

議員の総定数、選挙区及び選挙区別定数について（答申）

本件につきましては、貴職から諮問を受け、昨年12月9日以来7回の委員会を開催し、慎重に検討を進めてまいりました。

本委員会におきましては、東日本大震災・原子力災害後から11年となる本県の状況や令和2年国勢調査の結果に基づく人口（以下「国調人口」という。）などを踏まえ、今（6月）定例会中の答申を目標に検討を行ってまいりました。

初めに、議員の総定数及び選挙区についてであります。東日本大震災・原子力災害からの復興は未だ道半ばであり、本県が真の復興を成し遂げるためには、今後も県議会の総力を挙げて県政に当たる必要があるとの認識から、全会一致で現行の総定数58を維持するとともに、選挙区についても現行の19選挙区のままとすべきであるとの結論に至りました。

次に、選挙区別定数についてであります。議員定数は原則として国勢調査の結果に基づく人口比例により定めることとされておりますが、双葉郡選挙区にあっては、原子力災害に伴う避難指示などの影響により、多くの住民が県内外への避難を余儀なくされている状況が続いており、国調人口と同時期の住民基本台帳の人口との間で大きな乖離が生じている現状となっております。本委員会としては、かかる双葉郡選挙区の状況は、議員定数の決定について、「特別な事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」とする公職選挙法第15条第8項ただし書きに当たるものと判断し、復興に向けた住民の思いを県議会に反映させるためにも双葉郡選挙区の現行定数2を維持するとともに、他の選挙区の定数も「現行どおり」とすることで、意見の一致を見ました。

これらにより、本委員会として下記のとおり結論を得ましたので、答申いたします。

記

- 1 総定数について  
現行のまま（５８人）とする。
- 2 選挙区について  
現行のまま（１９選挙区）とする。
- 3 選挙区別定数  
現行のままとする。